お客さま各位

埼玉信用組合

「貸金庫規定」の一部改定のお知らせ

平素は埼玉信用組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。 この度、当組合では「貸金庫規定」の一部改定をいたしましたのでお知らせ いたします。

ご不明な点がございましたら、窓口にお問い合わせください。

- 1. 改定日 2025年5月7日(水)
- 2. 改定する規定 貸金庫規定

貸金庫規定 新旧対照表 (該当箇所のみ抜粋) (変更箇所:下線)

貸金庫規定 新旧対照表(該当箇所のみ抜粋)	(変更箇所: <u>下線</u>)	
新	旧	摘要
	1 (Hz/H II o fr/III)	
1. (格納品の範囲)	1. (格納品の範囲)	
(1)貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。	(1)貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。	
①公社債券、株券その他の有価証券	①公社債券、株券その他の有価証券	
②預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類	②預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類	
③貴金属、宝石その他の貴重品	③貴金属、宝石その他の貴重品	
④前各号に掲げるものに準ずると認められるもの	④前各号に掲げるものに準ずると認められるもの	
(2)貸金庫には、次に掲げるものを格納することを禁じます。	(新設)	
①現金 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
②金塊、金貨等(換金性の高いもの)		
③マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、また		
はそのおそれがあると合理的に認められるもの		
④法令や公序良俗に反する行為に利用され、または利用される恐れがあると認められるもの		
⑤前各号に掲げるものに準ずると認められるもの		
$({3\over 3})$ 当組合は ${f ilde m}$ ${f 1}$ 項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお ${f ilde m}$ することが	(2) 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることが	
あります。	あります。	
(4) 当組合が借主の利用目的等の確認を求めたときは、これに応じてください。	(新設)	
4. (鍵の保管)	4. (鍵の保管)	
貸金庫に付属する鍵正副2個(本店貸金庫は3個)のうち、正鍵1個は借主が保管し、副鍵は当組	貸金庫に付属する鍵正副2個(本店貸金庫は3個)のうち、正鍵1個は借主が保管し、副鍵は当組	
合立会いのうえ借主の届出の印章 <u>および当組合立会者の印</u> により封印した保管袋に納め、 <u>当組合本部</u>	合立会いのうえ借主が届出の印章により封印した保管袋に納め、当組合が保管します。	
が保管します。		
5. (貸金庫の開閉)	5. (貸金庫の開閉)	
(4) 開閉に来店された借主または代理人が熟知先でない等の本人確認が必要と判断した場合は、取引時		
確認事務取扱要領に従い本人確認を求めますので、これに応じてください。	(MIDE)	
12. (貸金庫の修繕、移転・ <mark>廃止</mark> 等)	 12. (貸金庫の修繕、移転等)	
12. (資金庫の修繕または移転・廃止や劣化等による副鍵格納袋の変更等、お客様の利便性や安全性に寄	12. (資金庫の修繕、移転子)	
<u>与する</u> その他やむを得ない事情により、当組合が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更、 <u>または副</u>		
<u>学りる</u> ての他やむを得ない事情により、当社古が格納品の一時別取りまたは真金庫の変更、または <u>剛</u> <u>鍵格納袋の変更</u> を求めたときは、直ちにこれに応じてください。	序v/ 及光で かりにことは、巨りにこれがに心して \ /こで v 。	
<u>爽怡州教の変史</u> を求めたこさは、世のにこれに応して、たさい。		